

奈良教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程教職開発専攻
(教職大学院) 設置に係る設置計画履行状況報告書

留意事項に対する履行状況等

平成20年4月1日現在

| 区分 | 留意事項 | 履行状況 | 未履行事項についての実施計画 |
|-----|---|---|----------------|
| 認可時 | <p>・設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的、さらに理論と実践を融合して専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を実施するという教職大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> | <p>・設置の趣旨・目的等が活かされるよう設置計画を確実に履行し、また教職大学院の目的に照らした教育研究活動を行うために次の取り組みを行っている。</p> <p>本学教職大学院の特徴である学生が目指す「4つの教師像」及びその「レベル」(カリキュラム・フレームワーク)において、新たにアセスメント・ガイドブックを作成し、入学時点で各授業科目における到達目標について学生と共有化を図っている。</p> <p>教育研究に関する評価について、国内では教職大学院カリキュラムによって、院生が実際にどのような成果を上げているかを、いくつかの観点から自己評価し、その結果を公開することにより、他大学等の機関から相互評価を受ける。国際的には、海外の教員養成関連の学会や研究会に、教職大学院教員と学生が共に出席し、1年目の成果を発表することにより、海外での高度専門職業人養成の視点からの評価を受ける計画である。</p> <p>平成19年度より採択を受けている専門職大学院等教育推進プログラム「学校問題ネットワーク構築による大学院教育」を十分に活用し、その水準を一層向上させるように努めている。</p> <p>教職大学院の実践過程や成果を振り返りながら、教育委員会と組織的に連携しながら改善を続けていくものである。</p> | |
| | <p>・小学校教員免許プログラムにおいて、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、1年間に登録できる単位数について、単位の実質化の観点から再検討し改善すること。</p> | <p>・現在小学校教員免許取得プログラムにおいては、1年間に登録できる単位数について50単位という上限を設けているが、単位の実質化の観点から、縮小(具体的には40単位数)すべく、学士課程と教職大学院課程をつなぐ導入科目の開設を検討している。また、教職大学院カリキュラムと学士課程カリキュラムの一部同時履修についても、併せて検討している。</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>・現職教員学生の現勤務校での実習において、時間で区分するという方法だけでなく、レポート作成等、きめ細やかな指導を組み合わせることで日常の業務に埋没しないよう配慮すること。</p> | <p>・以下のとおり配慮している。</p> <p>定められた勤務時間においては、基本的に職務に専念する。</p> <p>研究活動時間は、教職大学院指導教員（2名）及び勤務校と相談の上、5月から10月の間で1日3時間（17:30～20:30）×週4日（1日は予備日）×10週を連続して確保する。ただし、設定された時間帯が実際には生徒指導等で実務と重なる場合は、学校長に対して勤務時間の割り振り依頼を行う。</p> <p>研究活動時間において為すことは、自ら定めたテーマに基づく実践について、学校実践（平成21年度より実施）の到達目標に照らして日常実践を省察することである。さらに教職大学院担当教員の指導（訪問指導及びテレビ会議システムを用いた指導）を受けながら、省察した内容を改善の視点として翌日以降の実践に反映していく。そのプロセスは、ポートフォリオにまとめられる。</p> <p>（日常実践 - 学校実践 - 日常実践）のフィードバックサイクルを築くことにより、勤務と研究とを時間的に明確に区分し、なおかつ、両者によって実践と研究をつなぎ合わせた実習として意義あるものとする。</p> <p>勤務内の実践もまた、自らの課題に基づいて展開されることが想定されるが、その際、授業公開や発表会の期日を実習期間内に設定し、当該校の教員だけでなく、市町村教育委員会、保護者、地域住民、教科等研究会の会員など外部からの参加者も募り、評価を仰ぐこととする。これにより、勤務時間であっても日常の業務に埋没することが避けられ、常に自分の課題探求のための教育実践を意識することが可能となる。</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|---|--|--|
| <p>・実習の免除の判定方法を明確にすること。なお、評価にあたっては、所属長や任免権者が評価する資料を活用するなど、客観性が担保されるよう配慮すること。</p> | <p>・本学の実習科目は、設置基準に定める10単位を上回り、4科目12単位（学校実践、 、 ）を設定している。また、学校実践（4単位）については免除を認めず、以下の方法により最大8単位（学校実践、 、 ）まで免除を可能としている。ただし、実習を免除した場合においても、連携協力校において実習する機会を設け、学修成果が上がるよう適切な指導を行うこととしている。（小学校に4回、中学校に3回、1回あたり90分） 実習免除の判定においては、免除申請学生に対して課す「模擬授業」、「レポート課題」によるものとする。 その他、「学校実践」に係る予備的な時間を確保し、現職院生同士で自らの実践及び指導に関する考え方を省察させている。それに基づき、再度レポート課題を課し、教職大学院専任教員全員が、学校実践の「目的」に即して評価を行うなど、客観性を担保している。手続きとしては、教職大学院会議の議を経て、教授会に提案し、審議了承を得ることとしている。</p> | |
| <p>・実習免除の判定に入学選抜における口述試験等の結果を含めるのであれば、入学選抜の可否と実習免除手続きを明確に区分し学生に示すなど配慮すること。</p> | <p>・実習免除の判定について、入学選抜における口述試験等の結果は含めていない。実習免除手続きは、あくまでも入学後の願い出により、口頭試問及びレポート等による審査のうえ免除を行っている。</p> | |
| <p>教職大学院における学修の修了を総合的・最終的に確認するため、教育委員会等から派遣された現職教員学生の評価は、送り出した教育委員会等と連携した総合的な評価のあり方について検討することが望ましい。</p> | <p>・教育委員会から派遣された現職教員学生については、当該学生が入学時において作成した「履修・研究計画書」を、県教育委員会、勤務校所管教育委員会及び勤務校校長に提出し、それに対して意見書を提出できることとした。また、在学中においては、勤務校での校内研究発表及び研究授業、全体研究発表及び研究授業を課し、県教育委員会、勤務校所管教育委員会及び勤務校等も評価者となる連携した総合的な評価体制を築く方向で現在検討を行っている。</p> | |
| <p>・演習科目については、学校実践と連動して展開されるので、実習を免除した場合、演習科目の学修成果が上がるよう適切に指導することが望ましい。</p> | <p>・実習免除をした学生であっても、学校実践と連動して連携協力校において実習する機会を設け、演習科目の学修成果が上がるよう適切な指導を行うこととした。（小学校に4回、中学校に3回）</p> | |

(19年12月3日)